

■旅館業を停止又は廃止した場合

☐旅館業停止廃止届(様式第5号)

☐廃止の場合は、許可通知書(紛失した場合は紛失届)

■旅館業許可又は承継承認申請書記載事項を変更したとき

☐旅館業許可承継承認申請書記載事項変更届(様式第4号)

☐法人の代表者変更の場合は欠格事項照会(役員全員の氏名、生年月日、住所の一覧)

☐増築、改築等施設の変更の場合は、新旧を明らかにした図面

■相続による旅館業の承継した場合(営業者が死亡した場合)

※被相続人の死亡後60日以内に申請する。61日以降は新規申請が必要

☐旅館業承継承認申請書(様式第3号)(相続)

+手数料7,400円分の収入証紙(静岡県収入証紙)

☐戸籍謄本又は住民票(被相続人の死亡の事実を証する記載があるもの)又は法定相続情報一覧図の写し

☐旅館業営業者相続同意証明書

(相続人が2人以上ある場合にあっては、営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類)

☐法第3条第3項各号に掲げる施設

(学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設等)がおおむね100メートル以内の距離にあるときは、その距離を明示した地図

☐旅館業許可承継承認申請書記載事項変更届(管理者及びその他の事項を変更する場合)

☐相関図(被相続人と相続人の関係性が分かるもの)

■法人の合併又は分割による旅館業の承継の承認を受ける場合(合併、分割による地位の承継)

※合併及び分割前に申請すること

☐旅館業承継承認申請書(様式第2号)(合併、分割)

+手数料7,400円分の収入証紙(静岡県収入証紙)

☐営業を承継しようとする法人の定款又は寄附行為の写し

☐欠格事項照会(役員全員の氏名、生年月日、住所の一覧)

☐法第3条第3項各号に掲げる施設

(学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設等)がおおむね100メートル以内の距離にあるときは、その距離を明示した地図

■事業の譲渡により旅館業の承継の承認を受ける場合(事業譲渡による地位の承継)

※事業譲渡前に申請すること

☐旅館業承継承認申請書(様式第1号の2)

+手数料7,400円分の収入証紙(静岡県収入証紙)

☐旅館業の譲渡を証する書類(譲渡契約書、譲渡証明書等)

☐ (譲受人が法人の場合)

☐ 譲受人の定款又は寄附行為の写し

☐ 譲受人の欠格事項照会(役員全員の氏名、生年月日、住所の一覧)

☐法第3条第3項各号に掲げる施設

(学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設等)がおおむね100メートル以内の距離にあるときは、その距離を明示した地図

